



元教高第 1767-2 号  
令和 2 年 3 月 19 日

県立学校長様

愛媛県教育委員会教育長  
(公印省略)

県立学校の春季休業中における新型コロナウイルス  
感染症対策に係る変更について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 2 月 28 日付け元教高第 1767 号及び令和 2 年 3 月 2 日付け元教高第 1767-1 号により臨時休業を開始の上、各校において取り組んでいただくとともに、令和 2 年 3 月 17 日付け事務連絡により、春季休業中についても、当面、臨時休業中と同様の対応を継続していただいているところです。

この度、県内の感染状況等を踏まえ、今後の対応について、下記のとおりとすることとしたので、お知らせします。

については、本通知の趣旨を理解の上、適切に対応願います。

記

- 1 自宅での待機は原則として求めず、幼児児童生徒の外出については、学校の校庭や体育館、公園など、換気がよく、多くの人が密集しない場所など、感染可能性の低い場所に限り、特に制限はしない。
- 2 学校においては、新年度の諸準備等、幼児児童生徒に対する指導を要する時期であるため、必要に応じて学年や学級毎による分散型登校や個別指導を実施可能とする。
- 3 特別支援学校は、春季休業中においても家庭で安全確保ができない場合に限り、柔軟な受入れを継続する。
- 4 部活動については実施可能とするが、大人数による集団の活動は避け、少人数やグループ分けによる練習や、生徒が極力接触しない練習メニューの工夫、体育館での換気の実施、同一の運動器具を使用する場合の衛生管理の徹底など、感染予防対策に十分留意するとともに、可能な限り短時間での活動とする。校長が実施内容を

十分に確認することとし、当面は合宿や遠征、練習試合は行わないものとする。

- 5 今後、県内での更なる感染者の発生など、状況に変化が生じれば、県教育委員会において、その感染状況や広がりなどを踏まえ、改めて対応を検討し、通知又は連絡する。
- 6 春季休業後の新年度の学校再開については、例年どおりであれば4月8日（水）ころから始業式・入学式を行うこととなるが、今後、政府の専門家会議の見解や文部科学省が示す予定の学校再開の目安などを踏まえ、再開の時期・対応方法について検討し、改めて通知又は連絡する。

**【問い合わせ先】**

愛媛県教育委員会事務局  
(高等学校・中等教育学校に関すること)  
高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安  
TEL 089-912-2953  
(特別支援学校に関すること)  
特別支援教育課 教育指導グループ 壽海 雅彦  
TEL 089-912-2967  
(保健管理・運動部活動に関すること)  
保健体育課 教育指導グループ 鴻上 佳子・和家 哲也  
TEL 089-912-2981